

# 地方大学・地域産業創生交付金

## 公募詳細説明資料（展開枠）

令和6年2月19日

# 地方大学・地域産業創生交付金事業

令和6年度予算案93.0億円

内閣府計上分68.0億円（地方大学交付金18.0億円、デジタル交付金活用分50.0億円）  
文科省計上分25.0億円

## 事業背景

- 地方創生のためには、若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出と、日本全国や世界から学生が集まる大学づくりが重要。
- 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている。

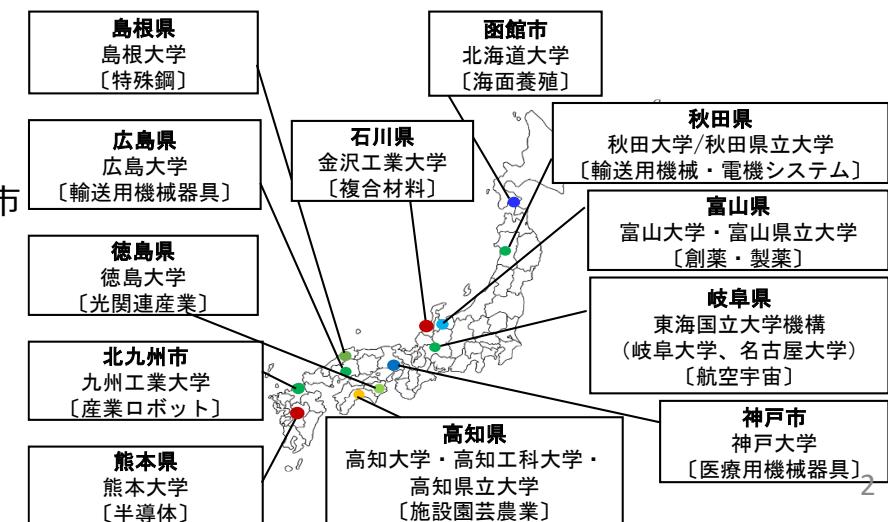
## 事業概要

- 「地方大学・産業創生法」に基づき、首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、
  - ・ 地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門人材の育成を行うことにより、
  - ・ 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進めるとともに、地域における若者の雇用機会の創出を推進。
- **10年間の計画を総理大臣が認定し、原則5年間交付金により取組を支援**（※6-9年度目まで、特例的に追加支援する「展開枠」あり）
- 国費支援額の目安は、**5千万円～7億円／年**（支援額は計画に応じて柔軟に設定可）
- 対象経費等によって補助率は異なる（1/2, 2/3, 3/4）※特別交付税措置あり
- 申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村（共同申請可）等）当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須（高専等も参画可能）
- **年2回公募（5月と10月に申請受付）、令和6年度は、少なくとも4件程度の新規採択を予定**
- 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要
- **地方公共団体での計画作成段階（申請書準備段階）から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施**

## 採択状況

- 平成30年度：富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 令和元年度：秋田県、神戸市
- 令和4年度：函館市
- 令和5年度：石川県、熊本県

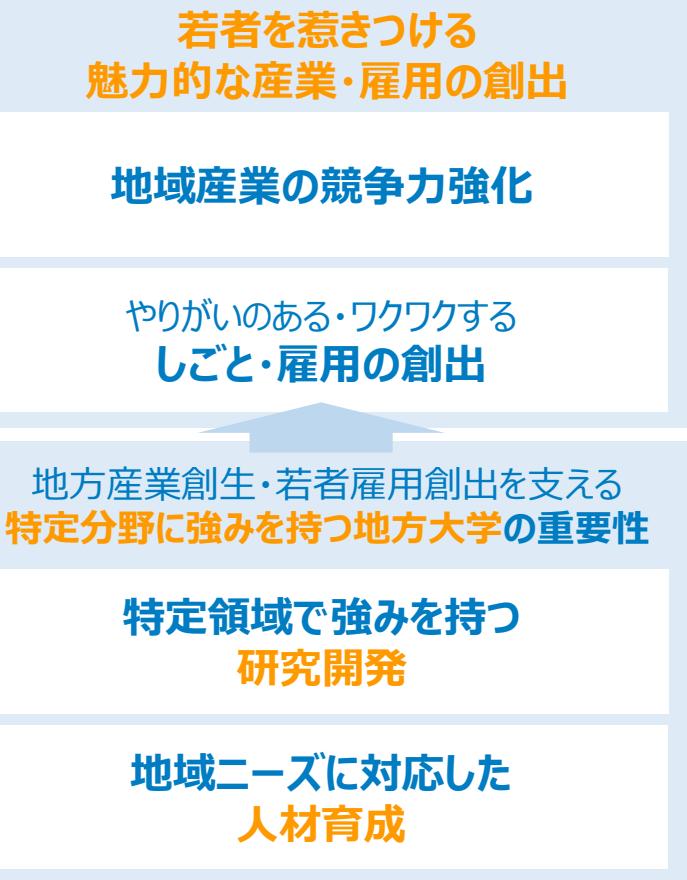
※支援開始年度を記載、下線については展開枠へ移行



# 背景認識（地方創生における特定分野に強みを持つ地方大学の重要性）

- 将来にわたって活力のある日本社会を維持するためには、地方創生の実現が必要
- 地方創生の実現において、**若者を惹きつける魅力的な産業・雇用の創出**が重要
- 地方大学には**重要な役割**を果たすことが期待される

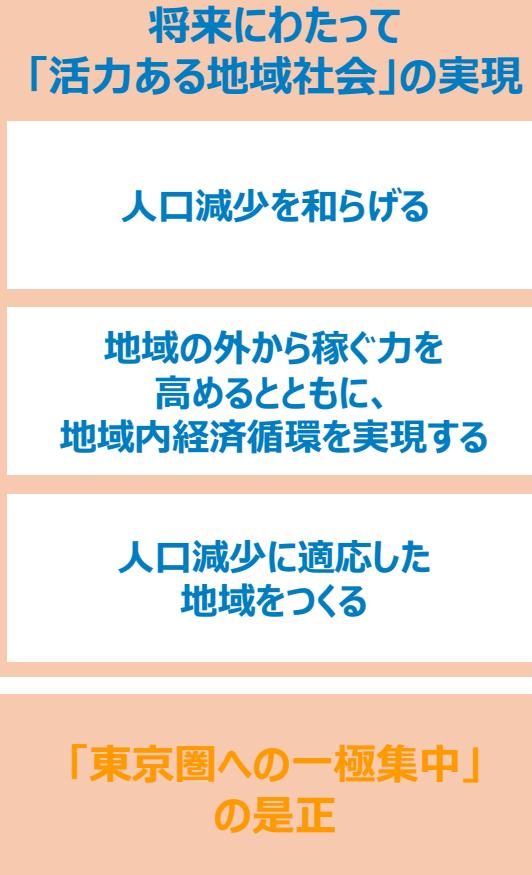
## 若者を惹きつける産業・雇用の創出と 魅力ある地方大学の重要性



## 地方創生の基本目標

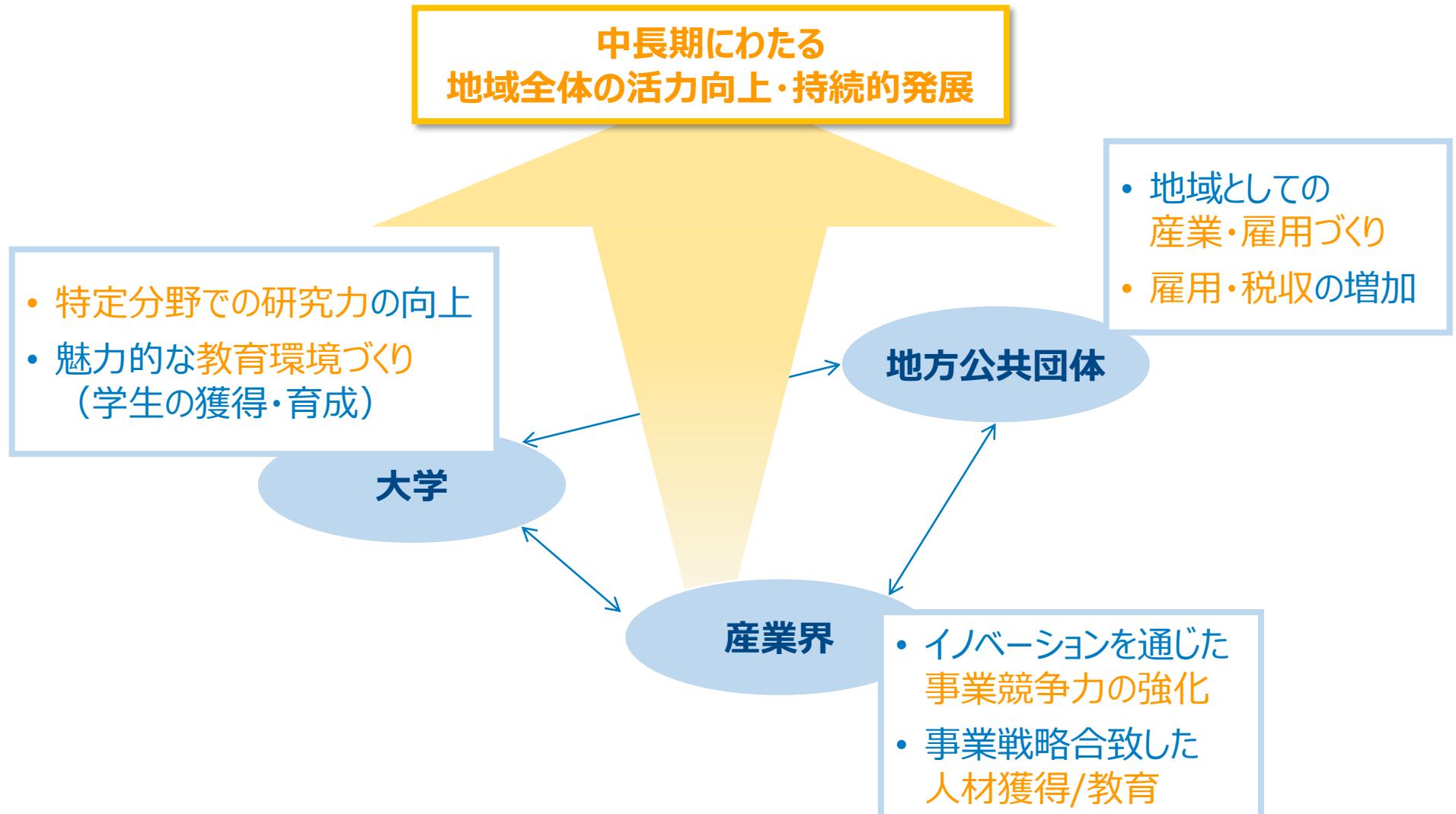
- 稼ぐ地域をつくるとともに、  
安心して働けるようにする
  - 地域の特性に応じた、生産性が  
高く、稼ぐ地域の実現
  - 安心して働く環境の実現
- 地方とのつながりを築き、地方  
への新しいひとの流れをつくる
  - 地方への移住・定着の推進
  - 地方とのつながりの構築
- 結婚・出産・子育ての  
希望をかなえる
- ひとが集う、安心して暮らすこと  
ができる魅力的な地域をつくる

## 地方創生の目指す将来像



# 本交付金事業が目指す姿

- 首長のリーダーシップの下、産学官連携による地域の中核的産業の振興や雇用創出と大学改革を一体的に行う優れた取組を支援
- 特定分野に強みを持つ地方大学づくりを進め、地域における若者の修学・就業を促進

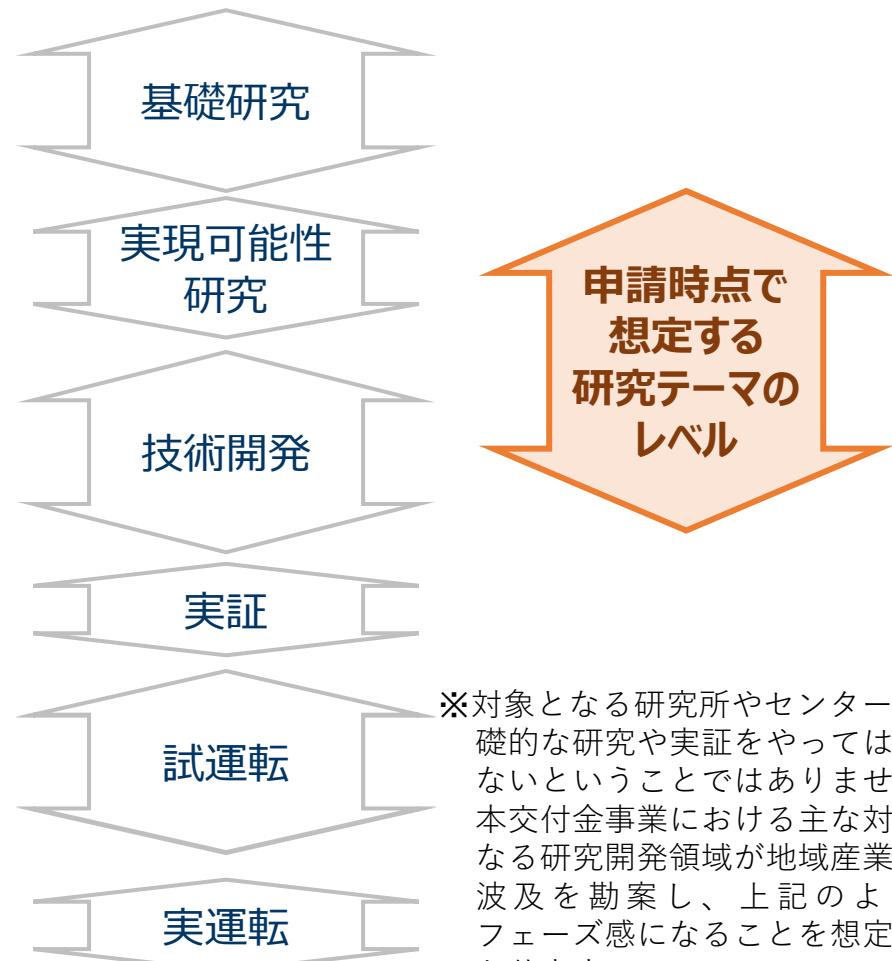


# 本交付金事業の趣旨（想定する研究開発テーマのレベル感）

- 大学改革と連動した**研究機能の強化**に向けたメリハリの効いた投資が必要。
- 本交付金における研究開発は**TRL（技術成熟度）**における**3~5のレベル**を想定。
- プロジェクト推進・自走化を通じて**TRL9（事業化）**の実現、更に、産業振興・拡大を目指す。

Technology Readiness Level  
(TRL)

|   |                   |
|---|-------------------|
| 1 | 科学的な基本原理・現象の発見    |
| 2 | 原理・現象の定式化         |
| 3 | 技術コンセプトの確認（POC）   |
| 4 | 研究室レベルでのテスト       |
| 5 | 想定使用環境でのテスト       |
| 6 | 実証デモンストレーション      |
| 7 | 実用環境でのシステム・プロトタイプ |
| 8 | システムの完成・有効性確認     |
| 9 | 事業化（製品販売・運転）      |



※対象となる研究所やセンターで基礎的な研究や実証をやってはいけないということではありません。本交付金事業における主な対象となる研究開発領域が地域産業への波及を勘案し、上記のようなフェーズ感になることを想定しております。

# 本交付金事業の趣旨（大学改革のイメージ）

- 特定分野に強みを持つ地方大学を実現するため、研究開発・教育のみならず大学改革が必須
- 特定学問領域・研究分野における特色を出すためには、当領域に対する特区的な優遇措置（重点投資対象の特別扱い）が求められる

## 求められる大学改革のイメージ

特色ある大学づくり（特定学問領域・研究分野の強化）  
を実現するための人事、予算、制度等の特区的優遇装置  
や新たな仕組みづくりが必要

|         |  |
|---------|--|
| 部局      | <ul style="list-style-type: none"><li>学部・学科の統廃合</li><li>新学部・学科・カリキュラムの創設</li><li>.....</li></ul>                                   |
| 人材      | <ul style="list-style-type: none"><li>トップレベル研究者の招聘</li><li>若手研究者の育成・登用、テニュア化</li><li>人材流動性の向上（クロアポ等）</li><li>.....</li></ul>       |
| 資金      | <ul style="list-style-type: none"><li>対象研究領域への重点投資</li><li>財源の多様化（外部資金獲得力強化）</li><li>.....</li></ul>                               |
| 組織      | <ul style="list-style-type: none"><li>本事業での大学改革の中期計画への織り込み</li><li>特例的な採用制度・評価基準</li><li>地域内外大学間の連携・リソース共有</li><li>.....</li></ul> |
| ガバナンス改革 | <ul style="list-style-type: none"><li>自主的・自律的な改革の実現</li><li>ガバナンス体制・規則・運用方法の見直し</li><li>.....</li></ul>                            |

## 目指すべきこと

“総花主義”からの脱却  
優位性・競争力を  
伸ばす分野に重点投資

“平均点主義”からの脱却  
特定分野に強みを持つ  
人材を育成

“自前主義”からの脱却  
世界トップレベルの  
パートナーとの連携

## 期待成果

＜地方公共団体・企業に  
とつて＞

（自走体制構築により国費・  
公費支援後も）

大学が地域産業を振興し  
・人材を創出し続ける

＜大学にとって＞

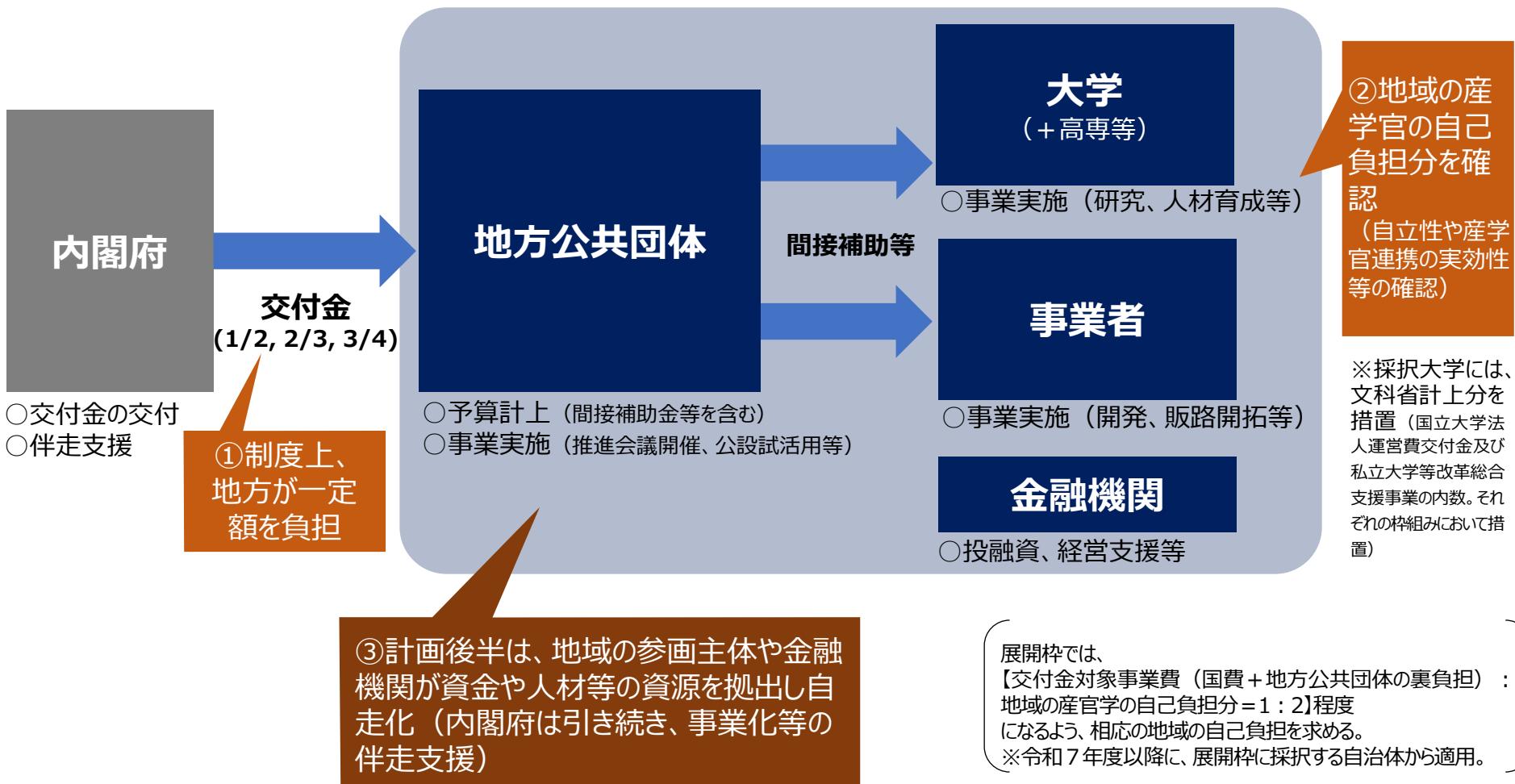
大学の魅力・  
競争力向上を通じて  
学生、研究者、企業  
を惹きつけられる

# 「本申請」と「計画作成支援事業」の申請内容のレベル感（イメージ）

- 本申請に加えて、事務局が計画作成の支援を行う計画作成支援事業を用意。
- 「計画作成支援事業」であってもテーマの妥当性、中核企業を含めた主要参画主体の具体化、大学改革に対するコミットメントは必要。

|       |                  | 本申請  | 計画作成支援事業                         |
|-------|------------------|--|----------------------------------|
|       |                  | 採択後に支援を開始  | 評価委員会による評価、内閣府事務局等による伴走支援の後、本申請へ |
| 方向性   | テーマの妥当性          | 本事業の趣旨に沿ったテーマとしての妥当性・納得感が必要<br>(地域の独自性・優位性、産業創生の方向性、研究・教育テーマ等の妥当性) |                                  |
|       | 産業創生・ビジネスモデルの具体性 | 研究開発・ビジネス化・産業振興に至る道筋が具体化   | 産業・ビジネスの規模感及び成立可能性の初期的見通し        |
| ・事業計画 | 参画主体の役割          | 各参画主体・キーパーソンの役割・アクションが具体化  | 主要な参画主体の役割分担が具体化                 |
|       | 資金計画             | 計画具体化  | 事業（予算）規模感および自走時の外部資金獲得イメージ       |
| 運営・管理 | 大学改革のコミット        | 大学改革計画が具体化<br>(中期計画等に織り込み)<br>予算・人事面で相応の関与が必要                      | 大学改革の方向性とコミットを学長が承認              |
|       | 運営・ガバナンス体制       | 事業推進会議・構成員および運営体制・プロセスの具体化   | 推進会議・構成員の初期案                     |

- 申請者である地方公共団体に大学等における経費を含めて一定の補助率で交付
- 地方公共団体における地方負担分がある他、大学等へは間接補助
- 地域の産学官の取組であることから、国費（交付金）に加えて、産学からの相応の自己負担分を確保するとともに、計画後半の自走化に向けた資金計画を立てることが求められる



# 補助率・予算目の考え方

- (目)地方大学・地域産業創生交付金と(目)デジタル田園都市国家構想交付金の2つの予算目から交付  
※本事業への申請に関連して「地域再生計画」の作成は不要
- 対象経費によって補助率(交付率)が異なる

地方大学・地域産業創生交付金  
(18億円)

デジタル田園都市国家構想交付金  
(計1,000億円)

(うち50億円)

地域再生法に基づき交付  
【別制度】

地方大学・産業  
創生法に基づき  
一体的に交付

## ○地方大学・地域産業創生交付金 =基盤構築分(国費上限目安額: 2億円/年・件)

| 対象経費   | 交付率   |
|--|-------|
| ①○計画推進<br>-計画を踏まえたアクションプラン等の策定及び計画の検証・見直しのための調査費 等 | 1 / 2 |
| ○推進会議運営<br>-事業責任者人件費、事務局運営費 等                      |       |
| ○産学官連携構築<br>-産学官連携コーディネーター人件費 等                    |       |

## ○デジタル田園都市国家構想交付金活用分 =プロジェクト実施分(国費上限目安額: 5億円/年・件)

| 対象経費   | 交付率   |
|--|-------|
| ①産学官連携<br>-スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営 等 | 1 / 2 |
| ②大学改革による取組<br>-質の高い教育(リカレント教育を含む)の提供、リスクの高い先端研究・地域実証 等         | 2 / 3 |
| ③先導的研究基盤の整備・活用<br>-先導的研究基盤・共用設備の整備・活用に向けた環境整備 等                | 3 / 4 |

これらの対象経費を組み合わせ、国費7億円(1件1年あたり)を上限目安とする範囲で、地方の産学官連携の取組を支援

# 法令上定める要件等

- 本事業は、「地方大学・産業創生法」に基づく交付金。地方公共団体が先導し、产学研官で地域産業の創出と特定分野に強みを持つ大学づくりに取り組むことを目的。
- 計画の認定にあたっての手続き・要件等が以下の法令等に定められている。

## 地方大学・産業創生法

### 基本指針策定、計画策定・認定、認定計画への交付金制度等を規定

- 内閣総理大臣による**基本指針の策定**（文科・経産・厚労大臣へ協議）
- 地方公共団体による、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画案の作成等のため、**地域における大学振興・若者雇用創出推進会議**を組織
- 基準に適合する**計画**の内閣総理大臣による**認定**（文科・経産・厚労大臣へ協議）
- 認定地方公共団体に対する**交付金の交付** 等

## 基本指針 (内閣総理大臣決定) (法第4条)

### 具体的の認定基準、必須とすべきKPI、計画期間、PDCA等を規定

- 自立性（自走性）、地域の優位性、KPIの妥当性及び実現可能性等の**10項目の認定基準を明記**
- ①産業の**生産額等の増**、②**雇用者数の増**、③**専門人材育成プログラム受講生の地元就職・起業数**、④**大学組織改革の実現**、⑤**产学研の取組数の増**等**KPIを設定**
- 計画期間はおおむね10年。前半（原則5年間）を国が**支援**、後半は地域が自走
- 認定地方公共団体は、**毎年度事業に係るKPIの検証と事業の見直し**を行う 等

## その他 (制度・交付要綱、取扱い等)

### 質の高い取組の採択や、効果的・効率的な事業実施のための仕組み等を規定

- 国の評価委員会において、**書面評価・現地評価・面接評価**の複層的な評価を実施
- 円滑かつ確実な事業実施のため、各地域は首長を補佐する**事業責任者**を設置
- 大学の参画要件**（定員充足率85%以上等）を規定し、質を担保
- 地方公共団体職員の人事費等の恒常的な経費や、施設・設備整備のみを主目的とする経費等は**交付対象外**。

- 本事業の審査においては、評価委員会及び事務局が、申請された計画について下記①-1～⑤の観点から評価を行う。
- 「計画作成支援事業」においては、今後の支援期間を通じて各基準を満たす計画となる見込みがあるかどうかを評価する。

## 評価の前提

- ✓取組内容が目指す姿に至るまでの道筋が、ロジカルかつ具体的に示されていること。
- ✓各事業が相互に緊密な連関を有し相乗効果を発揮すること。
- ✓成否に不確実性があること等により民間資金のみでは実施困難な取組に国費を投じているため、進捗や市況に関し一定の仮定が置かれることが前提。このため、状況に応じた計画細部・KPI・投入資金の柔軟な変更が必要。逆に、計画細部への固執や中核企業による資金拠出額の「確約」は不要。

## 目標・目指す姿

### ①-1 産業創生・雇用創出

- ✓中長期的に事業・雇用を創出し続ける産業戦略・ビジネスモデルであること。
- ✓取り組む分野・目指す姿が、独自性を有し、他地域と比較して優位性・競争力があること。
- ✓地域の優位性を活かすため、地域の産業、大学、雇用等の強みや課題について、他地域と比較しつつ把握・分析していること。
- ✓計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。
- ✓地域への新しい人の流れを作り、東京一局集中のは是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。

### ①-2 産業創生・雇用創出におけるデジタル技術活用

- ✓デジタル技術を有効に活用していること。

## 主な活動

### ③ 研究開発

- ✓産業創生・雇用創出に向け最適な研究課題が設定されていること。
- ✓研究課題に、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性があること。
- ✓地域企業等と連携した研究体制となっていること。
- ✓客観的な研究マネジメント体制が敷かれていること。

### ⑤ 大学改革

- ✓国費支援期間後にも地方創生に積極的な役割を果たし続ける姿を目指していること。
- ✓国費支援期間後にも目指す姿であり続けるための組織・人事・資金・制度・意識面での改革が行われること。
- ✓日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な将来像であること。
- ✓国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、「自前主義」を脱却すること。
- ✓大学が新たな組織を作る場合には、将来的に全体が肥大化しないようスクラップ＆ビルトの計画を持っていること。

### ④ 人材育成

- ✓日本中・世界中から若者を惹きつける魅力的な教育プログラムであること。
- ✓創出する産業で活躍する人材像・職種・業種が明確であること。

## 体制・リソース

### ② 事業実施体制・自走性

- ✓首長と学長が、リーダーシップを発揮し、产学研官の各主体との緊密な連携体制を構築していること。
- ✓産業界の中核企業等が明確になっていて、応分の負担をしていくこと。
- ✓国費支援期間後に自走する見通しがあること。
- ✓事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画を適切に牽引していくこと。
- ✓地域内外から必要十分な产学研官の各主体の参画を得ており、かつ役割分担が明確であること。
- ✓計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。
- ✓目標達成までのKPI設計が妥当でありかつ蓋然性があること。

# 「展開枠」の概要について

- 地方大学・地域産業創生交付金事業では、**地域の中核的産業の振興に向け**、産業創生・雇用創出及び大学改革に一体的に取り組む地方公共団体を重点支援し、**特定分野に強みを持つ地方大学づくり**を進めている。
- 令和5年度に「展開枠」の枠組みにより、事業目標に対して着実な進捗が認められる事業のうち、**さらに国費を投入することにより**、地域の産業創生・雇用創出及び大学改革への展開に、**既存の計画以上の加速・強化・拡大が期待できる取組に限り**、**計画期間9か年目までの追加支援を開始**としたところ。
- **有識者からなる評価委員会**において、本事業の支援対象の地方公共団体のうち、6年目以降の追加支援を希望する事業について**審査**。

|         | 原則の枠組み                | 「展開枠」の枠組み                                       |
|---------|-----------------------|---|
| 国費支援期間  | 原則5年度間<br>(計画期間は10か年) | 特例として <b>最大4年（計画期間9か年目までが上限）</b><br>(計画期間は据え置き) |
| 国費支援額上限 | 総額7億円/年目安             | <b>総額5億円/年目安。</b>                               |

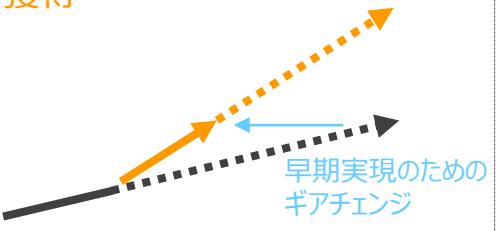
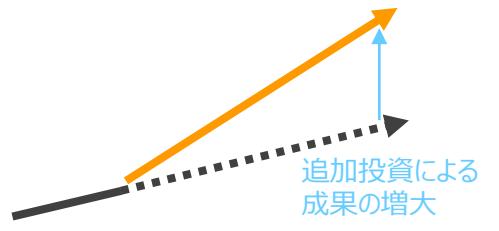
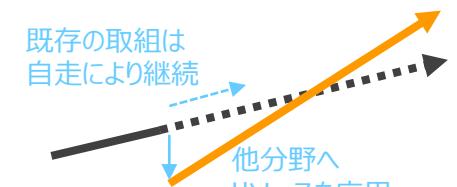
## 展開枠に係るスケジュール

- 令和6年9～10月 評価委員会において評価  
令和7年1月 評価結果内示  
令和7年2～3月 認定計画の変更申請の認定  
令和7年4月～ 6年目以降の支援開始

※評価委員会による「展開枠」の評価は、令和7年度予算成立後、直ちに事業を開始できるよう、予算編成前に始めるものであり、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は交付決定後でなければ開始することができないことに留意してください。

# 「展開枠」の対象の考え方について

- 既採択地方公共団体への追加投資に当たっては、単なる期間短縮ではなく成果の高度化が必須。
- 成果の高度化のためには、取組の加速による市場の早期獲得、他分野への応用など、複数の展開方法が考えられることから、各地方公共団体の目指す産業像や分野特性、進捗状況に即した支援内容とする必要がある。

|               | 加速：目標達成を早期化する   | 強化：既存の取組を増強する   | 拡大：取組成果の実装先を広げる   |
|---------------|---|---|---|
| 産業創生・雇用創出への取組 | 既存の計画のうち特に早期実現が期待される取組  | 既存の計画に加えることで成果の増大が期待される取組   | 既存の計画の成果を他分野へ応用   |
| 分野            | 既存の計画と同様の分野   | 既存の計画と同様の分野   | 既存の計画と異なる分野<br>(既存の計画の分野は自走により推進)   |
| 成果の高度化の考え方    | 目標達成の早期化による市場先行獲得<br> | 付加価値向上による生産額増加<br> | 他分野での生産額を追加獲得<br> |
| KPI           | 前倒しの上で上方修正  | 上方修正  | 他分野分を上乗せ  |
| 追加支援期間        | + 1～4年間（必要期間を含めた計画案を審査し、個別に判断）  |   |   |

# 「展開枠」の審査について

- 事業開始後5年度目以降で、展開枠への申請を希望する地方公共団体については、これまでの評価委員会での指摘事項等を踏まえて検討を進め、令和7年度9～10月に評価委員会において展開枠の審査を実施。

## 継続審査の観点

- KPIの達成状況、目標未達の場合の要因分析・改善方策の妥当性
- 当該年度の交付条件への対応状況
- 次年度の計画・取組内容の妥当性・蓋然性
- ※その他、評価基準全般について
- ※計画5年目に向けた継続審査においては、**6年目以降の自走の見込み**と**課題・改善方策**について、例年以上に重点的に確認

## 継続審査と「プレ審査ヒアリング」（事業開始5年度目の自治体について）

### 【継続審査】

- 2月上旬にオンラインで実施
- 各地方公共団体45分程度ずつ

### 【プレ審査ヒアリング】※継続審査に併せて実施

- 「展開枠」への申請を検討中の地方公共団体については、上記に加えて**15分程度の「プレ審査ヒアリング」**を行い、申請に向けた指摘事項を聴取

## 展開枠審査の観点

### 【総論】

- 既存の計画との差分の明確性

### 【産業創生・雇用創出】

- 産業創生・雇用創出の**成果目標の高度化**の妥当性・蓋然性
- 目標達成までの実行計画、KPI設計の妥当性・蓋然性

### 【実施体制】

- 産業界のニーズの強さ、投資・資金提供の状況・見込み
- 自走に加え展開枠の活動を推進できる**产学研連携の体制**

### 【主な活動】

- 取組内容の妥当性・蓋然性
- ※その他、評価基準全般について
- ※大学や企業の財政負担を要件とする

## 審査の方法

- 新規採択に倣いつつ、評価委員の負担を勘案し、下記の審査を実施  
・**書面評価、面接評価**
- 令和5年度の展開枠審査は、**令和5年度の9月～10月に実施**

下記①②の状況が良好なもののみ展開枠への採択を可能とする

- ①5年目までの**目標を達成する見込み**がある（外部環境変化対応するための変更後の目標を含む）
- ②6年度目以降の**自走の見込み**がある

## (参考) 地方大学・地域産業創生交付金事業の申請枠について

- 令和2年度、「計画作成支援枠」を設置し、本事業における多様な地方公共団体確保を期して、評価委員会や事務局等が助言を行いながら、実施計画の作成支援を実施。
- 令和3年度、「展開枠」を設置し、既に採択されている事業のうち着実な進捗が認められる取組の既存の計画以上の加速・強化・拡大を目指す。

|                                  | 対象地方公共団体                                 | 審査プロセス等                     | 国費支援期間                | 国費支援額目安    |
|----------------------------------|--|-----------------------------|-----------------------|------------|
| 計画作成支援事業<br>(0年目)<br>※旧「計画作成支援枠」 | 計画作成を開始したが、評価委員会や事務局の支援を踏まえて、計画作成を進めたい団体 | 書面評価・面接評価による審査を実施           | -<br>(実施計画の作成支援)      | -          |
| 本申請枠<br>(1～5年目)                  | 事業開始を希望する団体                              | 書面評価・面接評価・現地評価からなる複層的な審査を実施 | 原則、採択年度から5年度間         | 5千万円～7億円／年 |
| 展開枠<br>(6～9年目)                   | 事業の着実な進捗が認められる既採択団体                      | 書面評価・現地評価からなる審査を実施          | 本申請枠による国費支援期間後、最長で4年間 | 5千万円～5億円／年 |

# 【展開枠】令和6年度公募スケジュールについて

- 有識者からなる評価委員会において、評価（書面・面接）を実施します。
- 展開枠に採択された場合、法に基づく認定計画の変更申請が必要となることを想定しています。

| 公募スケジュール                         | プロセス                   | 内 容   |
|----------------------------------|------------------------|---|
| 事前相談受付期間<br>～9月9日(月)             | 事前相談                   | <ul style="list-style-type: none"><li>概要説明資料を用いた事前相談を受付。</li></ul>  |
| 公募申請期間<br>9月12日(木)<br>～13日(金)17時 | 実施計画の提出<br>内閣府の確認      | <ul style="list-style-type: none"><li>実施計画等の提出。申請書の形式等について、内閣府事務局が不備等を確認。</li></ul>   |
| 審査期間<br>9月中旬<br>～10月下旬           | 書面評価                   | <ul style="list-style-type: none"><li>評価委員会において、書面評価を実施の後、面接評価に進むか判断。</li><li>面接評価に進む場合は、事業の改善事項や、認定基準に沿った助言等を内閣府事務局から伝達。<br/>(面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示)</li></ul>       |
|                                  | 面接評価                   | <ul style="list-style-type: none"><li>評価委員会による面接評価を実施。</li></ul>  |
| 内示<br>令和7年1月上旬                   | 内示                     | <ul style="list-style-type: none"><li>評価結果を内示。</li></ul>  |
| 認定計画変更手続<br>2月～                  | 認定計画変更申請<br>認定計画の変更    | <ul style="list-style-type: none"><li>採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえた「地方大学・産業創生法」に基づく計画の変更申請を提出。</li></ul>  |
| 交付申請手続<br>～4月                    | 交付申請<br>交付決定<br>(条件付与) | <ul style="list-style-type: none"><li>変更した認定計画に基づき、地方大学・地域産業創生交付金を交付申請。</li><li>交付決定等に先立ち財務大臣の承認が必要な経費に指定されており、交付の適正性をさらに担保。</li><li>今後取り組むべき方向性・課題等を交付条件として設定。</li></ul> |